

平成28年度  
研究テーマ決定!!

# 伊賀市職員提案制度 共同研究グループ参加職員募集!!

## 1. 職員提案制度について

職員提案制度は、職員の積極的な提案を奨励し、その実現を図ることにより、職員の創造力、研究心及び市政運営への参加意欲を高めるとともに、行政運営の改善及び効率の向上に資することを目的とした制度です。

今年8月に皆様から提案されたアイデアに対する審査結果は先日公表したところですが、更なる研究を行うための「研究課題」※を以下のとおり決定しましたので、共同研究グループに参加する職員を募集いたします。

※審査結果のうち、課題解決に向け更なる研究を行うことが適当と市長が認めた課題。研究を行うためのグループ（共同研究グループ）を組織し、研究活動を行う。（実施規程第15条）

## 2. 研究課題（詳細は別紙「研究テーマの概要」を参照してください）

《テーマ》

『参画と協働のまちづくりを推進するための、より良い情報共有のしくみの検討』  
～「伝わる」コミュニケーション手法とは～

## 3. 共同研究グループへの参加方法

- 共同研究グループ参加申込書（様式第4号）を、総合政策課に提出してください。
- 共同研究グループへの参加が決定した際は、当課より所属長に対し、改めて協力依頼をさせていただきますが、申込の際は、所属長の了承を得ていただきますようお願いいたします。
- 参加者が多数となった場合は、調整させていただく可能性があります。

申込締切：12月20日（火）

## 4. 研究活動の概要

- 共同研究グループでの活動は、基本的に自主的活動としますが、業務時間内での活動も想定されていますので、その際は本来業務に支障のない範囲で活動していただきます。
- 共同研究グループは、研究の成果について「中間報告会」及び「最終報告会」で、庁議構成員、関係部等職員等に対して発表していただきます。（実施規程第16条）
- 研究結果などについては、グループウェアの掲示板で庁内に公開するほか、伊賀市ホームページで市民などに公表します。
- 優れた提案については、今後の市政に積極的に取り入れます。
- 提出された提案・研究に関する全ての権利は、市に帰属するものとします。

## 5. その他

- これまでの共同研究グループの活動状況については、以下を参考として下さい。  
（平成27年度職員提案制度の概要）  
<http://www.city.iga.lg.jp/kbn/90073/90073.html>
- その他ご不明な点は下記担当までご相談下さい。

「興味はあるけど難しそう」「もう少し話が聞いてみたい」という皆様へ

## 参加希望者向けの説明会を開催します！

**日時** 12月15日（木） 16:00～17:00【事前申込不要】

**場所** 第3会議室

**内容** 活動方法、内容について（いつ、どんな活動をするの？）  
テーマの考え方について（何について研究をするの？）

- 担当者からの概要説明と質疑応答を予定しています。
- 本説明会への参加が共同研究グループの参加条件ではありません。
- 業務時間中の開催となりますので、ご参加いただく際は所属長の了承を得ていただきますようお願いいたします。

お気軽にお越し下さい。

事務担当

企画振興部総合政策課

担当：中矢・辻本

電話：22-9620 内 2212

## 研究テーマの概要

研究課題	『参画と協働のまちづくりを推進するための、より良い情報共有のしくみの検討』（「伝わる」コミュニケーション手法とは）
1 課題設定の理由（現状・問題点・課題解決により目指すもの）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本市の最高規範である伊賀市自治基本条例では、「情報の共有」が協働のまちづくりにおける重要な要素であるとしています（基本理念（第3条）・基本原則（第4条）・情報共有の原則（第6条））。</li> <li>➤ では、職員の皆さんが「市民との情報共有」と聞いてイメージすることは何ですか。（例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報いが市〇月号に掲載しています。」</li> <li>・「市HPでパブリックコメントを実施しています。」</li> <li>・「市広報、文字放送で周知しています。」</li> </ul> 果たして皆さんが「伝えたい情報」は、「伝えたい相手」に「正しく伝わっている」でしょうか。 </li> <li>➤ 現在策定している第2次再生計画でも、「ガバナンスの確立」を計画全体テーマに掲げているところですが、多様化する住民ニーズに対応した行政サービスの提供と、事務事業の効率化の両面が求められる中では、市民の理解と協働を得ることが必要不可欠であり、そのためには、市民との良好な信頼関係「＝コミュニケーション」を築くことが非常に重要です。</li> <li>➤ また、今般の地方創生の取組においては、市の情報発信を義務的なものではなく、魅力を発信するものと捉え、市民の参画意識向上、市のイメージアップにつなげ、市に対する誇りや愛着「＝シビックプライド」を醸成することにより、“市民が誇れる”市民から選ばれる“自治体となる”ことが、人口減少社会における重要な視点と考えられています。住民が自発的に行動することで自尊心をもち、まちをより良いものにする事で、未来を動かす推進力を与える効果をもたらすこと、制度などで押し付けられるものではなく、育まれるものである点がポイントです。</li> <li>➤ これらを踏まえ、市民が誇れる・市民に選ばれる伊賀市になるための「伝える」ではなく「伝わる」コミュニケーション手法の方策など、市民とのより良い情報共有のしくみの検討していただきたいと考えています。</li> </ul>	

## 2 共同研究に求めるポイント等

### ① 市と市民とのコミュニケーションの手法

- 行政情報をどのように「伝える」のかではなく、どのようにしたら「伝わる」のか。
- 「シビックプライド」を醸成するためにはどうすればよいか。
- 市民の参画・協働を推進するために、市から市民への一方的な情報提供だけでなく、市民からの情報提供や市民同士の情報共有を促進するためにはどうすればよいか。
- 正しく伝える必要のある情報と魅力を発信するための情報の区別をどうするか。
- 情報が共有され、伝わっていることをどうすれば「確認」できるか。 など

### ② 行政内部のコミュニケーションの手法

- 行政内部での情報共有や情報発信手法の統一などについてどうすべきか。

### ③ ICT の活用などメディアミックス手法による情報共有の検討

- SNS、アプリ、動画などの ICT を活用した具体的な手法の検討。

これらについて、他市事例の研究などを交えながら調査・研究いただきたいと思います。

## 3 研究成果を求める期間（報告期限）

中間報告を平成 29 年 3 月、最終報告を同年 7 月目途に取りまとめていただきます。

## 4 参考事項

本年 12 月より、地方創生推進交付金を活用し、シビックプライドの醸成（市民に向けたプロモーション）に関する事項、住民参画、情報発信に関する事項を含む「伊賀市シティプロモーション指針」の策定等を目的とする事業を実施します。当該事業での調査・検討などとも連動しながら、研究をすすめていただきたいと思います。